

## // 巻 頭 言 //

日本ライトハウス養成部長  
芝田裕一

### 日本ライトハウス養成部における指導者養成の基本的理念

今回は、養成部で実施している指導者養成の基本的理念・考え方・目的を述べて巻頭言にかえたい。

#### 1. 養成の基本となる目的

この指導者養成は、視覚障害児・者の利益の向上を第一の目的としてそれを遂行するために実施する。

#### 2. 歩行養成は基礎課程、リハ養成は応用課程

歩行養成は、文字通り厚生省委託歩行指導者養成課程であり、歩行指導者を養成するとなっているが、その目的は「視覚障害リハビリテーションの基礎、及び社会適応訓練指導者として必要な基礎的知識、加えて歩行訓練の指導技術を学習させる」となっており、基礎的な知識を習得することを第一義としている。それは、視覚障害リハビリテーションの基礎を念頭において社会適応訓練（歩行訓練）を実施しなければならないからであり、それを理解せずに歩行の指導技術を習得して指導しても必ずしも視覚障害児・者の利益とはならないことがあるからである。そのため、名称は歩行養成となっはいるが、実質は基礎課程である。

同様に、リハ養成の目的は「視覚障害リハビリテーションの応用、及び社会適応訓練指導者として必要な応用的知識、加えてコミュニケーション訓練、日常生活動作訓練等の指導技術を学習させる」となっており、こちらは応用課程である。

#### 3. 社会適応訓練を前提とした知識の指導

上記のように歩行養成は基礎、リハ養成は応用であるが、その知識はあくまで社会適応訓練を前提としたもの、社会適応訓練を指導するために必要とするものであり、それを指導する。そのため、研究機関等で研究される視覚障害リハビリテーションに関連する周辺知識は最小限に留める。特に、歩行養成は基礎課程であるので大部分は内部講師（養成部教官）が担当する。

#### 4. フレキシビリティを基本とした指導

受講生は、修了後、視覚障害児・者の指導にあたるわけだが、初任者は教科書にあるような形式的な指導になりがちである。このような画一的、教科書的な指導にならず、視覚障害児・者ひとりひとりに適した指導（フレキシビリティ）が考慮でき、実施できることを念頭において養成を行う。

このフレキシビリティを基本とした指導を理解させるには以下の考え方、方法で養成を実施する。

#### 5. 普遍的で一般的な指導方法の教授

日本ライトハウスで指導者養成を実施しているため、日本ライトハウスの指導方法を教授するものだと理解されがちであるが、実際そうではない。各地の地域の環境、施設の状況、ケースの状態などは多様である。また、それに対処する指導者の考え方も多様である。だから、指導者の養成では、可能な限り普遍的で一般的な指導方法の教授、可能な限り多くの指導方法の提示、そして、その各々がどのような状況の時に適切なものかの教授を基本姿勢とする。ただし、指導例が必要なことは言うまでもなく、日本ライトハウスの指導方法はその一つの例として提示される。

#### 6. 指導の基本的な考え方の教授

可能な限り普遍的で一般的な指導方法の教授を目標とするが、それと共にそのいくつかの指導方法が存在する背景となる指導の基本的な考え方を教授することも大きな目標である。その基本的な考え方が理解できれば、指導者はそのケースに適した指導方法が選択できるし、また、必要に応じて考案することもできるからである。

#### 7. 指導者・研究者の養成

視覚障害リハビリテーションの分野における研究はまだ未知の部分が多く、研究機関も皆無といえるため、この分野の研究は社会適応訓練指導者が実施していかなければならない。そのため、本養成課程では、指導者としてだけでなく、研究者として必要な基礎的知識の習得も目的とする。